

平成二十一年四月三日受領
答弁第一四四号

内閣衆質一七一第二四四号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する質問に対する答弁書

一について

外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に当該航空機の利用により取得するマイレージは、同様の旅行をする際に公費削減の観点から航空券等に交換して活用する方針である。

二から五までについて

外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、部局ごとの担当者が電子情報等からその状況を必要に応じて確認できるようにしている。

六について

御指摘の削減額を集計する作業は行っており、お答えすることは困難である。